



弁護団だより

みんなして



No.48 発行 2016年1月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
1月4日 県木連、県内民有林の約9割が基準値(0.50mSv)を下回っており原木の伐採が可能と発表	1月08日 公害合同旗開き(東京)
1月5日 福島県、森林除染見送り方針の再考を環境省に申し入れ	1月12日 原告団・弁護団合同会議(郡山)
1月7日 EU、福島県産野菜などの輸入規制の一部緩和	1月13日 検証準備(浪江、双葉、富岡)
1月7日 JR東日本、常磐線浪江～小高間の復旧工事に着手	1月15日 弁護団会議(東京)



年頭にあたりまして

原告団長 中島 孝

年が明けました。訴訟提起から、3月で丸三年となります。原告の皆さんの頑張り、そして弁護団の優れた論戦力で、国と東電に原発事故の法的責任ありの立証は、ほぼ完璧にやり遂げることができたのが現状です。

さらに、3月17日には、浜通りの被災地を裁判官が訪れ現地調査(検証)を行う見通しとなっています。中通りについても、日を変えての調査が予定されています。裁判所を、粘り強く説得して現地に赴かせることになったのは、大きな成果です。現地調査は原発裁判では全国初です。

裁判は、昨年11月から、原告個々の被害の訴えについて確認をする原告本人尋問が始まりました。国・東電の弁護士たちは、原告の苦しみを逆なでするような心無い質問をしますが、我が原告と弁護団はあらゆる角度からの尋問を想定し、対策を練って臨みます。11月は6人が、1月からは各回7人前後の原告が尋問に臨みます。



そして、今年の後半には、審理が終わり結審となる見通しです。裁判への取り組みをさらに深める必要があります。今年1月には「福島を切り捨てるのですか」と、国・東電への抗議の新聞意見広告を福島民友、福島民報両新聞に掲載し、県民世論の喚起を図ります。「20mSv 受忍論」という理不尽な国の原発事故幕引き、原状回復や被害救済の責任放棄

を許すことのないよう、被災者としての自覚や勇気を各界各層に奮起して頂きたいからです。

国は、時間的、空間的、社会的に広がる膨大な被害実態からいっさい目をふさぎ、再稼働を強行しています。原発被災者は、直面している深刻な困難をにぎりしめ、再稼働の不条理を徹底して批判することが大事です。

安保法制が、国民の大きな反対の声を無視して強行されました。国の安全、国民の命を守るため、命を捨てる、とは。自分は決して戦場には行かないであろう政治家がそれを押しつけるという、恐るべき汚辱です。



私たちは原発被災者として、そういう政府の下にあります。みずから強く声を上げねばなりません。目をそむけるな、全面救済をはかれ、再稼働するなと。

沖縄では、米軍基地建設をあくまで押しつけようとする国との、粘り強いたたかひが続いています。国は強大です。しかし、国がいかに強力に権力を振りかざそうが、沖縄県民はまたさらに強力な戦陣をくみだてます。

基地と原発、この二つの歴史的なたたかひの一方に、我々は立っています。沖縄のたたかひを力に、我々も今年も頑張りましょう。



国と東電の責任を明らかにさせるため、飛躍の年に

弁護士共同代表 菊池 紘

あけましておめでとうございます。

昨年は最先端の学識経験者証人がその専門的な知をもって、原発の危険性を詳細に解明し、予測される敷地高を超えた津波に対する安全規制により全交流電源喪失を回避できたことを明らかにしました。また放射線量の多寡が精神的苦痛の存否やその程度を決めるものでないことを示しました。これに続いて11月に、裁判所は原告の要望に応え検証のため現地に入る意向を明らかにしました。

ちょうど一年前に安田純治共同代表は、国と東電について「これから始まる証拠調べで、被害の実態の証拠調べに抵抗するでしょう。なぜならば、荒廃した街、避難者の生活の実態に直接ふれれば、人間の心をもつひとならばかならずヨロメクから」と書きました。そして実際に国の代理人は浜通りと中通りの現場検証に色をなして強硬に反対しました。しかし裁判所は、判決を書くためには現場をとくに双葉、浪江を見なければならぬ、と法廷で述べ、さらに避難生活の状況もみなければならぬとして、検証を実施する意向を明らかにしました。そして「本件が原告数3800名以上を抱える超大型事件であり、原告の居住地も帰還困難区域をはじめあらゆる類型にわたっており、そのすべての類型においてリーディングケースとなりうる事件である」という本件訴訟の性質をふまえ、検証を欠くことができないとしたのです。原発事故をめぐる裁判で現地の検証が行われるのは初めてのことになります。画期的な前進です。

いよいよ、今年は千葉の裁判とともに、私たちの裁判も実際に判決をとりゆける年になろうとしています。この年は検証とともに、原告のみなさんの証言が重ねられます。11月の法廷では第一陣のみなさんが多様な経験をそれぞれ自分の言葉で発言し、充実した証言をされました。ひき続き、直接に経験した人のみが明らかにできる被害の深刻さを法廷にもちこむ証言が待たれます。

福島第一の事故は、国策による原発の開発・拡大とその経済活動による人命軽視、地域軽視の現実を白日の下に曝しましたが、今この国の政府と多数党は無謀にもその道をくり返そうとしています（再稼働と輸出）。この新しい年、きたるべき判決を通して国と東電の責任を明らかにさせるために、着実に進みましょう。その先に、原状回復と被害者の全体救済、そして原発ゼロへの道をひらこうではありませんか。この年こそ、大きな飛躍の年にしましょう。弁護団は原告団のみなさんとともに、そのために力を尽くします。



生業訴訟第16回期日（1月26日）のお知らせ

2016（平成28）年1月の期日は、11月期日に引き続き、原告本人尋問が行われます。

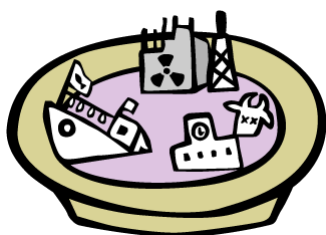
今回は、二本松市在住の女性、石川郡在住の男性、宮城県在住の女性、米沢市に避難した女性、郡山市在住の男性、南相馬市在住の男性、6名に原発事故による被害の実態を語っていただきます。

また、別会場（今回は文化センターになります。）での講演会第6弾は、東日本大震災直後に脱原発を掲げて立候補した山内和彦さんを題材にしたドキュメンタリー映画「選挙2」他多数の作品を制作している想田和弘さんにご講演いただきます。

さらに、原告団企画として、相馬市でフリーのピアノ講師をされている阿部一枝さんにピアノ演奏をしていただきます。

報告集会では、前回と同様、原告本人尋問に参加された皆さまのご感想をお聞きし、3月期日に迫った検証に関する裁判所とのやりとりについて報告させていただきます。

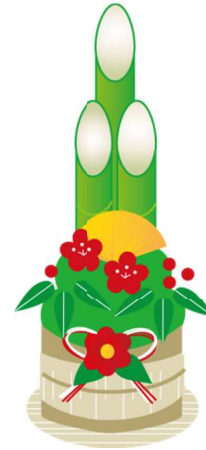
皆さま、是非お誘い合わせの上、第16回期日にご参加ください！



<当日のスケジュール>

【裁判所：午前】

- 09:00 あぶくま事務所前集合
- 09:30 進行協議
- 10:45 原告本人尋問①
- 11:30 原告本人尋問②
- 12:20 事務所前集会
- 12:40 裁判所へ行進



【裁判所：午後】

- 13:00 原告本人尋問③
- 13:45 原告本人尋問④
- 14:30 休廷
- 14:45 原告本人尋問⑤
- 15:30 原告本人尋問⑥
- 16:15 弁論

【文化センター】

- 13:30 想田和弘さん 講演会
- 15:30 休憩 (&サイン会)
- 16:00 原告団企画
阿部一枝さんによるピアノ演奏
- 17:30 報告集会

第16回期日以降の裁判期日について

第16回期日以降も、福島県浜通り地域の検証（裁判官に原発事故被害の現場をその目で実際に見たり、臭いを嗅いだりして体感してもらう手続）、原告本人尋問などが予定されています。

<今後のスケジュール>

- 第17回期日（2016年3月17日）
- 第18回期日（2016年5月17日）
- 第19回期日（2016年6月28日）

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▽ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▽ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▽ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、根本仁さん（福島市）の筆によるものです。